

		厚生常任委員会	
令和2年11月30日受理		請 第 22 号	
件 名	「望まない受動喫煙」を防止するためさらなる分煙環境整備促進を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
前 川 收 松 田 三 郎			
<p>(要 旨)</p> <p>「望まない受動喫煙を防止し、喫煙者も非喫煙者も共生できる社会」の実現のため、次の3点について請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第1種施設内での野外分煙施設の設置を積極的にすすめること。 2 事業者が喫煙場所の設置や排気設備の更新を進めるための支援を拡充すること。 3 喫煙者が負担するたばこ税を活用した、分煙環境設備を促進する全国的な制度の整備とその確実な実施を国に働きかけること。 <p>(理 由)</p> <p>2018年7月に、たばこの「吸える場所、吸えない場所」を明らかにし、「望まない受動喫煙」の防止を図るため、健康増進法の一部を改正する法律が公布され、2019年7月1日には第一種施設を対象にした一部施行が行われた。</p> <p>第一種施設である行政庁舎については、「原則敷地内禁煙。ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができる。」とされているが、一部の庁舎では屋外喫煙場所が撤去され、敷地内全面禁煙となってしまった。</p> <p>そのため、喫煙する来庁者や職員は、近隣施設の喫煙場所に集中しての喫煙や路上での喫煙を余儀なくされており、却って「望まない受動喫煙」を誘発する状況になっている。</p> <p>また、2020年4月1日から全面施行となったが、飲食業や宿泊業等のサービス業における設置要件を満たす喫煙場所設置は、高額な費用が発生することから実現は困難であり、喫煙場所の撤去・縮小が予測される。そのため、これまで以上に「望まない受動喫煙」が誘発されるばかりでなく、ポイ捨てや喫煙ルール無視の増加が危惧される。</p> <p>昨年12月に与党が取り纏めた「令和2年度税制改正大綱」において、「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に野外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする」とされた。</p> <p>加えて、総務省自治税務局は、本年1月に自治税務局事務連絡「屋外分煙施設等の整備促進について」という文書を発出した。その文書には「令和2年度地方税制改正・地方税務行政の運営にあたっての留意事項等について」で「改正健康増進法をふまえ、望まない受動喫煙を防止するためには、公共施設における分煙環境の整備や、駅前・商店街などの場所における野外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組みは今後の地方のたばこ税の安定的確保にも資すると見込まれる」と記載されている。しかし、残念ながら分煙環境の整備は遅々として進まないのが現状である。</p> <p>我々は、分煙環境の整備が、上記のような効果に加え、街でのポイ捨てや歩きタバコの減少による行政や商店街等が取り組む環境美化の促進に寄与し、更新が進まない事業者に更なる支援を行い喫煙場所の設置や排気設備の更新を進めることが、無用なトラブルを減少させ、改正健康増進法のめざす「望まない受動喫煙」に寄与することになると考える。</p>			

